

船舶事故調査報告書

平成26年2月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年4月9日 10時30分ごろ
発生場所	富山県魚津市 ^{うおづ きょうてん} 経田漁港西方沖 富山県魚津市所在の経田港北防波堤灯台から真方位254° 1,000m 付近 (概位 北緯36° 50.9' 東経137° 23.9')
事故調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八 ^{ふじよし} 藤吉丸、19トン TY2-1571（漁船登録番号）、有限会社藤吉水産（A社） 20.52m (Lr) × 5.39m × 1.64m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成9年8月
乗組員等に関する情報	漁労長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月26日 免許証交付日 平成21年1月21日 (平成26年7月25日まで有効) 機関長 男性 69歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び機関長ほか5人が乗り組み、平成25年4月9日07時05分ごろ、経田漁港西方1km付近の定置漁業の漁場に到着し、 ^{たてづな} 立綱（海底の ^{すい} 錘と浮きを結ぶ綱（直径36mm）を船上に上げて固定し、鉛入りの索（以下「鉛ロープ」という。）を結ぶ作業（以下「本件作業」という。）を開始した。 本船は、定置網の南西側に至り、 ^{かみおき だい} 上沖の台と称する浮きを右舷側に見る位置に船首を南東方（陸側）に向け、本件作業に取り掛かり、立綱4本のうちの2本を終了し、3本目（直径55mm、以下「本件立綱」という。）を甲板上に引き揚げたところ、鉛ロープを結ぶ長さが足りなかったため、漁労長が、本件立綱を ^{かみおき だい} 機関室 ^{だい} 囲壁の左舷側に設

置されたウインチドラム'（以下「本件ドラム」という。）で巻いてあそび（余裕）を作ることとした。（図1参照）

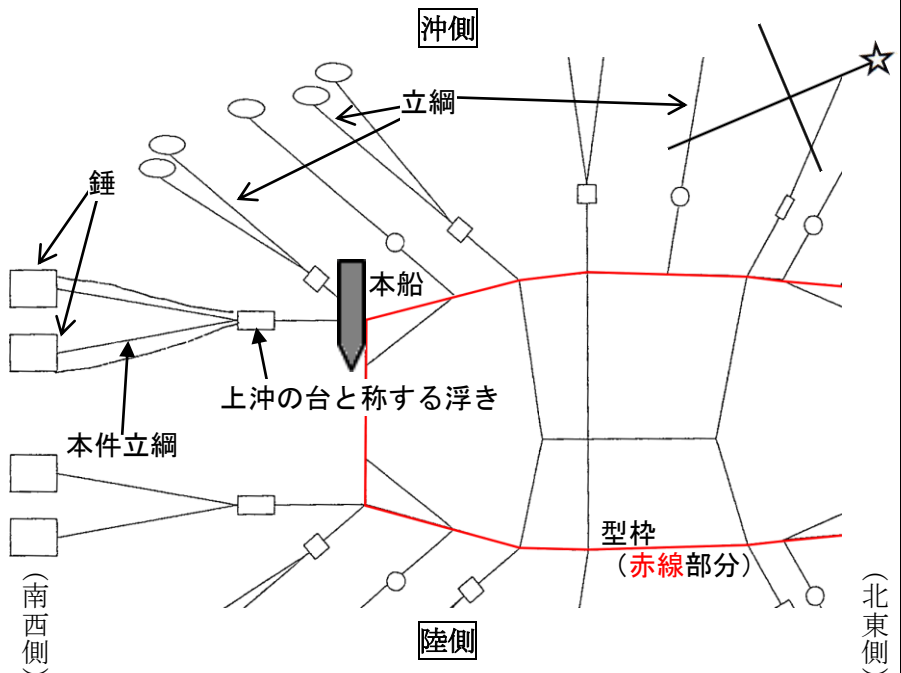


図1 定置網敷設図（部分）及び本事故発生時の本船の位置図

漁労長は、本件立網の先端に化学繊維製の先取り索（直径約2.1mm）をつなぎ、本件ドラムを起動させて先取り索を巻き取り始め、本件立網が約2～3m巻き取られたところで本件ドラムを停止し、乗組員に対して前部甲板の右舷側に設けられた穴にステンレス製の棒（以下「差し木」という。）を差し込み、差し木に本件立網を固定するように指示を出した後、先取り索及び本件立網を解き始めた。

機関長は、本件作業を行うために前部甲板で待機していたところ、漁労長から前記の指示が出されたが、本件立網が本件ドラムに巻かれている状況を確認、他の乗組員が本件立網を差し木に早く固定することができるよう、本件ドラムの船首側に移動し、両手で本件立網を引き出した。

本船は、機関長が本件ドラムから本件立網を引き出していた10時30分ごろ、風速約7～8m/sの南西風及び波高約1mの波を右舷側に受け、左右に動揺して本件立網が緊張し、経田港北防波堤灯台から真方位254°、1,000m付近において、機関長は機関室囲壁の左舷前部の角に取り付けられた棒ローラ（直径約9cm、長さ約89cm）と本件立網の間に右手を挟まれた。（写真1参照）

	<div data-bbox="638 168 1300 616" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="678 627 1300 728">写真1 本事故発生時の漁労長及び機関長の配置 (写真中の網は、本件立網ではなく、現場調査時に本船に搭載していたものを代用して撮影した。)</p> <p data-bbox="550 739 1428 918">機関長は、声を上げて本船の船尾付近に移動し、着用していた軍手を外したところ、右手小指の第1関節付近が皮1枚でつながっている状況を認め、漁労長に病院へ行かせてほしいと頼み、漁労長は、機関長を僚船で経田漁港まで送らせた。</p> <p data-bbox="550 929 1428 1064">機関長は、経田漁港に到着した後、漁業協同組合の職員が手配した救急車で魚津市内の病院に搬送され、右手小指の第1関節を切断する処置を受けた。</p> <p data-bbox="566 1075 981 1108">(付図1 事故発生場所図 参照)</p>
<p data-bbox="191 1120 335 1153">気象・海象</p>	<p data-bbox="550 1120 1428 1209">気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 4.5 m/s、最大瞬間風速 8.5 m/s (魚津地域気象観測所)</p> <p data-bbox="550 1220 1428 1344">海象：風浪 波高 約1 m、波向 北北西、潮汐 上げ潮の中央期 本事故発生当時には、魚津市に強風及び波浪注意報が発表されていた。</p>
<p data-bbox="191 1366 367 1400">その他の事項</p>	<p data-bbox="550 1366 1428 1489">漁労長は、本件作業の総指揮を執っており、本件作業を含め、定置網を引き揚げる作業等を約5日間(午前中の約3～4時間)かけて行い、本事故当日が作業の最終日であった。</p> <p data-bbox="550 1500 1428 1635">漁労長は、本件立網に係る本件作業の際、本件作業を終えていた立網2本が、差し木に固定されていたので、多少の風や波があっても、本件立網が緊張するほど本船が動揺することはないと思っていた。</p> <p data-bbox="550 1646 1428 1736">漁労長及び機関長は、兩人共に平成10年ごろA社へ入社して本船に乗船するようになり、本件作業に慣れていた。</p> <p data-bbox="550 1747 1428 1881">漁労長は、ふだん、操業を行うときは、出航する約1時間前に177番に電話を掛け、波やうねり、降水確率等を聞いていたが、本事故当日は、操業目的ではなかったため、天気予報を聞いていなかった。</p> <p data-bbox="550 1892 1428 1971">本事故当日の気象は、出航する頃は大した風が吹いておらず、本件漁場に到着した頃は風速約2～3m/sであった。</p>
<p data-bbox="167 1982 231 2016">分析</p> <p data-bbox="191 2027 391 2060">乗組員等の関与</p>	<p data-bbox="550 2027 598 2060">あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、経田漁港西方沖の定置漁業の漁場において、本件作業を実施中、漁労長が差し木に本件立綱を固定するように指示を出した後、機関長が、本件立綱が本件ドラムに巻かれている状況を認め、他の乗組員が本件立綱を差し木に早く固定することができるよう、両手で本件立綱を持って引き出していたことから、風速約7～8m/sの南西風及び波高約1mの波を右舷側に受けた際、本船が左右に動揺して本件立綱が緊張し、棒ローラと本件立綱との間に右手を挟まれ、小指を負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、経田漁港西方沖の定置漁業の漁場において、本件作業を実施中、漁労長が差し木に本件立綱を固定するように指示を出した後、機関長が、本件立綱が本件ドラムに巻かれている状況を認め、他の乗組員が本件立綱を差し木に早く固定することができるよう、両手で本件立綱を持って引き出していたため、風速約7～8m/sの南西風及び波高約1mの波を右舷側に受けた際、本船が左右に動揺して本件立綱が緊張し、棒ローラと本件立綱との間に右手を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差し木に本件立綱を固定する際、風浪等により、本件立綱が緊張しても、甲板上の本件立綱に張力が掛からないよう、本件立綱に鉛ロープを結ぶ長さが確保できた時点で本件立綱にストッパーを取るなどして仮止めを行うこと。 ・ウインチドラムに巻かれた綱等を引き出す作業は、綱等に張力が掛からない状態で行うこと。

付図1 事故発生場所図

